

音更町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、設置に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅用太陽光発電システム」とは、住宅又は店舗等を兼用する住宅（以下「住宅等」という。）の屋根等への設置に適した、太陽光により発電した電気を低圧配電線と逆潮流有りで連系することにより利用するシステムで、太陽電池の最大出力合計値又はパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれかが10kW未満のものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内の自己又は同居の家族が所有し、かつ、自ら居住する住宅等に住宅用太陽光発電システムを新設し、又は住宅用太陽光発電システムの設置された住宅（新築住宅に限る。以下同じ。）を購入し、かつ、居住する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者（第8条に規定する補助事業等実績報告書を提出するときまでに本町に住所を有する予定の者を含む。）であること。
 - (2) 設置者又は同居の家族（同居を予定している者を含む。）が町税（国民健康保険税を除く。）を滞納していないこと。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
 - (3) 町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する場合にあっては、補助の申込みを行う年度（次号において「申込年度」という。）に住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社との電力受給を開始するものであること。
 - (4) 住宅用太陽光発電システムの設置された住宅を購入する場合にあっては、補助の申込年度に住宅用太陽光発電システムの設置された住宅を購入し、電力会社との電力受給を開始するものであること。
 - (5) 自己が所有しない住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置する場合にあっては、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者については、補助金の交付対象者とはしないものとする。

(補助対象設備)

第4条 補助対象となる設備は、次に掲げる要件のすべてを満たす住宅用太陽光発電システムとする。

- (1) 未使用のもの（新品に限る。）
- (2) 電力会社と電灯契約を締結するもの
- (3) 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所又はその他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けていること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、住宅用太陽光発電システムの設置に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池モジュール設置費
- (2) 架台設置費
- (3) 接続箱設置費
- (4) 直流側開閉器設置費
- (5) インバータ設置費
- (6) 保護装置設置費
- (7) 発生電力量計設置費
- (8) 余剰電力販売用電力量計設置費

- (9) 配線・配線器具設置費
- (10) 省エネナビ設置費
- (11) その他工事に関する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、10万円を上限とし、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の算出額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号）第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書（別記第1号様式）
- (2) 第5条に掲げる経費の内訳が明記されている工事請負契約書等の写し
- (3) 太陽光発電システム設置に係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し
- (4) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるものの写し
- (5) 太陽光発電システムを設置しようとする住宅等の位置図
- (6) 自己が所有しない住宅等に設置する場合は、住宅用太陽光発電システム設置承諾書（別記第2号様式）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第8条 補助対象者は、対象設備の設置完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（音更町補助金等交付規則別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 対象設備設置に係る領収書（経費の内訳が記載してあるもの）の写し
- (2) 対象設備の設置状況を撮影した写真
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。